

説明的文章の読みにおける推論の明示化

— 〈モダリティ〉表現を手がかりにして —

間瀬 茂夫

(鳴門教育大学学校教育学部)

1 問題設定

推論(推理)を「前提(既知の情報や仮定)から結論(新しい情報)を導こうとする思考のはたらき」¹と定義した場合、説明的文章の読みに関わる推論には、少なくとも二つのものが存在する。一つは、前提から結論を導く筆者の、もう一つは、文章の理解過程で読み手の行う推論である。

中学校第2学年の説明的文章教材「シンデレラの時計」(光村図書、平成4年文部省検定済)では、シンデレラの聞いた時計の鐘の音について行われる筆者による推論の過程が文章展開の軸となっている。稿者の感覚にしたがって言うことが許されるならば、この文章の「おもしろさ」は、何よりもまず、筆者の推論過程を跡づけるようにして読み手自身も推論を行うところにある。

ところで、P. N. ジョンソン＝レアード氏は、意識・無意識という観点から、「明示的な推論」と「暗黙の推論」という二つの異なる推論のあり方について、次のように述べている²。

日常生活で発生する二種類の推論には、重要なちがいがあある。一つには、私がこれまで考えてきたもので、たいていの場合意識的に行い、しかもその際に冷静な努力を必要とする推論である。推論しよう、と意識的に決心しなければならない。この推論には時間がかかるし、常に意識されている。これが明示的な推論である。もう一つは直観的な判断や談話理解といったありふれた処理過程の基本になっているもので、迅速で、特に努力することもなく無意識のうちに行われる。これが暗黙の推論である。

このような観点から説明的文章の読みの指導をとらえると、これまでの多くの授業で、学習者に「明示的な推論」を行わせることがねらいとされてきたように思われる。文章を読む際の「暗黙の推論」の重要性が指摘されることもあるが³、我が国の読みの指導では、「明示的な推論」を行わせることによって、論理的思考力を身につけさせることができると考えられてきたと思われる。

しかし、そこには問題がいくつかある。その一つは、説明的文章の読みの授業には、本文を抜き出す、要約するといった学習者の読みの行動が多く見られるが、果たして、そうした読みのあり方によって、筆者や読み手の推論を明示化し得ているかという問題である。もう一つは、では何を手がかりにすると、教師あるいは学習者が推論を明示化できるのかということである。

このような問題の把握から、本稿は、説明的文章の読みにおける筆者および読み手の推論を明示化する方法について論じることを目的とする。そして、「シンデレラの時計」の前半部を題材とし、(1)実際の授業から問題点を指摘し、(2)明示化する手がかりについて述べ、(3)それをを用いて教材に即し具体的に筆者および読み手の推論を明示化するという手順で考察を進める。

II 説明的文章の読みにおける推論過程の分析と考察

1 授業における推論理解の問題点

ある教育実習生（鳴門教育大学学校教育学部3年生）による「シンデレラの時計」前半部の読みの授業における主要な発問・指示は、次のようなものであった。

- A. 第一の疑問が書かれてあるところに線を引きなさい。
- B. どここの表現で疑問だとわかるか。
- C. 結論はどこに書かれているか。どういう結論だったのか。
- D. 疑問と結論の間には何が書かれているか。
- E. 筆者は疑問を何を手がかりにして解決しようとしたか。
- F. 17世紀以前の機械時計の歴史をワークシートでまとめてもらう。空欄を埋めよ。
- G. 機械時計の歴史を見ているときに、途中で出てきた疑問はどこか。
- H. 公共用置き時計だったのだろうかという疑問に、筆者はどう答えているか。
- I. 15分ごとに鳴っていた時計はあったのかという疑問を解決するために、筆者はどのようなところに目を付けたか。
- J. ゼンマイ駆動の室内時計の次には何に着目したか。
- K. それが15分ごとになっていたかを確認するために次に何に着目したか。
- L. 解決の糸口になった鐘が15分ごとに本当に鳴るんだということがわかったのは何からか。

これらは、問題から解決・結論に至る筆者の推論の流れをとらえさせるものとなっている。こうした授業過程において、教材前半部について例えば図1のような板書が描かれることは十分予想できる。教育実習生による板書もこれに近いものであった。このような板書は、推論の流れを図式的にとらえることを可能にする。

しかし、それぞれの発問に対する生徒の反応や教師の説明は、おおかた、教材本文の該当部分を抜き出して引用する、あるいは、要約するというものであった。例えば、発問HからIにかけての授業過程、特に教師の発話は、次のように文字化された。

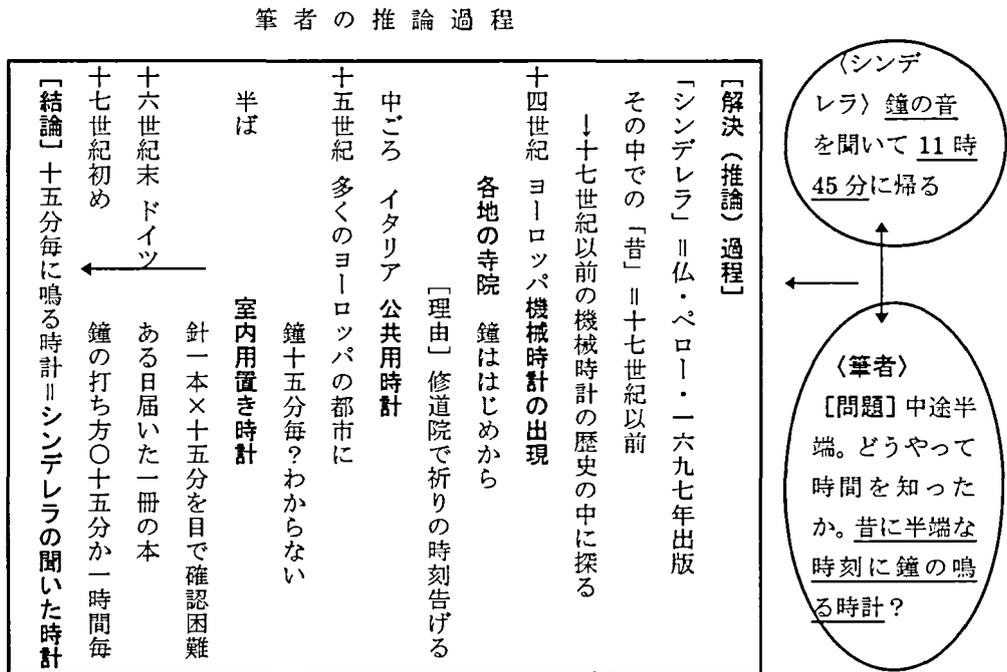
T 解決の過程で出てきた、公共用の時計だったのだろうかという疑問に、筆者はどう答えを出していますか。

S (聞き取り不可能)

T はい、そうですね。〇〇君が言ってくれた、①大きな鐘の音だったら舞踏会の宮廷まで聞こえたんだけど、15分ごとに鳴っていたんだかどうかわからないという疑問がまた出てきました。(板書) そしたら、〇〇君が言ってくれた、②15分ごとに鳴っていたかどうかよくわからないという疑問になったから、そしたら、その15分ごとに鳴っていたという時計があったのだろうかというふうになります。(板書) そしたら、15分ごとに鳴る室内用の置き時計があったんだという結論が出てくるまでに、ここに、筆者がどのように解決していつているのか見ていきたいと思います。そしたら、まずは、筆者はどのようなことに着目していききましたか。

学習者の反応を聞き取ることはできなかったが、教師の説明については、下線部に問題がある。下線部①では、大きな音だったら宮廷まで聞こえたがという仮定によってどのような条件が否定されているかという部分の推論が省略されて要約されている。下線部②でも問題は同じである。「そしたら」の前と後の間にある仮定による推論がやはり省略されている。このように、引用・

図 1 「シンデレラの時計」の要約的な板書



要約による筆者の推論理解の問題は、結論が重視されやすい点、また、読み手によって何が意識されているのかを確かめることができない点にある。では、何を手がかりにしたら、それを明示的にとらえることができるのか。以下では、意味論・語用論の研究成果を用いて分析考察する。

2 推論明示化の手がかりとしての〈モダリティ〉表現

推論には、例えば三段論法のように形式化されたルールにしたがって行われるものも確かにある。しかし、近年の推論研究は、人が多くそうしたルールによらずに推論を行うことを明らかにしてきている。このような点から説明的文章における推論を見てみると、形式化できるものはむしろ少なく、形式論理は、筆者の推論過程をとらえるのに、必ずしも有効な手がかりにならない。一方で、筆者の推論過程は、文章という言語形式によって表されており、それは、言語の意味や表現形式と何らかの結びつきのあるものと考えられる。

中右実氏は、「言語記号化できるかぎり」において「意味体系は概念体系と内在的な連関性を持つ」⁴という認知意味論の立場から、文に一定不変の意味構造を階層意味論として定式化している。中右氏は、文の意味構造について次のように述べる⁵。

さきにみたように、文の意味内容を構成する定常的成分に命題内容があることは疑い容れない。しかし、文の意味内容はそれで尽きるのではない。ほかにやはり、不可欠な成分として命題態度がある。命題内容に命題態度が加味されてはじめて文の意味内容は完結する。つまり、この二極構造こそが、文が独立節として成立するための意味論的条件なのである。もちろん、それ以外にも、往々にして、随意的な意味成分が加味される。その種の随意的意味成分を一括して発話態度と呼ぶのだが、それというのも元来、文に内在的な性質というよりはむしろ、なんらかの談話要因から派生する文外性質だからである。

このうち、命題態度と発話態度とは、義務的・随意的の違いを越えて、重要な共通性を備えている。その共通性は、結局のところ、〈発話時点における話し手の心的態度〉ということばでまとめることができる。そして、この性質を私は以後〈モダリティ〉と呼ぶことにする。この視点から改めて言い直せば、命題態度と発話態度はモダリティという共通の意味範疇に帰属する異なる下位類として定式化することができる。さらに、その個別的性質をも考え合わせれば、命題態度は〈Sモダリティ〉、また発話態度は〈Dモダリティ〉と呼ぶことができる。

こうした意味のとらえ方から見ると、推論と文の意味構造とは、次のような点で深く関わると思われる。一つは、既に存在する命題内容から、新たな命題内容が産出されるという点である。もう一つは、命題内容に対する筆者の判断としての〈モダリティ〉という点においてである。

中右氏は、上の二種の〈モダリティ〉についてさらに下位分類を行っているが、「意味と形式の適正関係を常に考察の射程に入れておく」⁶という立場から、常に〈モダリティ〉を表現形式との結びつきにおいてとらえており、下位分類されたそれぞれの〈モダリティ〉は、定義・説明が表現形式とともに示されている。そして、例えば〈Dモダリティ〉の第一類〈談話形成のモダリティ〉には、接続詞などが表現形式として挙げられており、〈Sモダリティ〉と〈Dモダリティ〉がともに推論に関わることが確信される。しかし、本稿は、研究の初期的な段階であることから、まずは「不可欠な成分」としての〈Sモダリティ〉のみを取り上げることにする（以下は、〈Sモダリティ〉を全てただ〈モダリティ〉と表す）。

下位に分類された〈モダリティ〉を表現形式とともに示すと次のようである⁷。

第一類〈真偽判断のモダリティ〉。これは、話し手が命題内容の真理値（真偽いずれかの値）について、肯定的あるいは否定的に断定・推定するモダリティのこと。いわゆる断定判断、推定判断のことを指す。

- a. にちがいない、かもしれない、はずだ、ようだ、だろう、でしょう、まい
- b. おそらく、たぶん、ひょっとして、きっと、確かに、確か、私見では、私の見るところ、私の知るかぎり、(私の) 思うに、察するに
- c. よ、ね、思う、思われる、(ように) みえる、言わざるをえない、強調したい、思えない、思わない、知らない、わからない

第二類〈判断保留のモダリティ〉。これは、命題内容の真理値について、その真偽判断を保留し、中立的な立場を表明ないしは含意するモダリティのこと。これには少なくとも、①疑問・質問態度と②伝聞判断が含まれる。さらにもうひとつ、③平叙文直説法（つまりモダリティが無標の場合）に特有な陳述態度をも、この類に加えることができる。

- a. (だろう/でしょう) か、という、といわれる、とされる、と聞く/聞いている、そうだ
- b. 聞くところによれば、うわさでは

第三類〈是非判断のモダリティ〉。これは命題内容の真理値について、その是非を認定するモダリティのこと。是認、承認、確認、承諾など賛意表明、および否認、否決、反論、異議申し立てなど反対表明の立場を指す。

- a. (を) 疑問に思う、疑わしく思う、どうかと思う、私は認めない
- b. (に) 同意しかねる、賛成できない、(大いに) 賛成だ

第四類〈価値判断のモダリティ〉。これは命題内容が指し示す特定の状況について、情緒的反応を示したり評価を下したりするモダリティのこと。

- a. 残念に思う, 不思議に思う, 奇異に感ずる, 申し訳なく思う
- b. 残念なことに, おもしろいことに, 驚いたことに
- c. あいにく (ですが), おかしなことに, 驚いたことに
- d. 不運にも, 愚かにも, 不謹慎にも, うかつにも

第五類 (拘束判断のモダリティ)。これは命題内容が指し示す未来の行為の実現に関して、その行為遂行者を拘束する話し手の立場を表明するモダリティのこと。

- a. つまりだ, たい (と思います), (と) 約束します / 誓います
- b. ろ, てくれ, てください, てほしい, ていただきたい, (よう) お願いします / 頼みます

〈モダリティ〉の種類で言えば、推論には、特に第一・二・三類の〈モダリティ〉が関わると思われる。先に述べたように、中右氏は、表現形式と結びついたものとして〈モダリティ〉をとらえており、ここに挙げられた表現が推論過程を明示的にする形式的な手がかりになると考えられる。

しかし、文末にこうした特定の表現形式を持たない文も存在する。例えば動詞・形容詞の終止形で終わるものである。このような文は、例えば事実を述べる場合など、説明的文章には頻繁に登場し、推論に深く関係するが、中右氏は、こうした文の〈モダリティ〉を(〈判断保留のモダリティ〉)の説明に既に登場していたように)〈無標のモダリティ〉と呼ぶ。そして、これについて次のように述べている⁸。

(4)直説法平叙文のモダリティは、そうでないとする特別な理由がないかぎり、「定言的断定」の陳述を表す。

中右氏にしたがえば、〈無標のモダリティ〉は、真偽判断の場合と判断保留の場合とがあることになるが、このことは、推論過程をとらえるにあたって気を付けなければならない。

以下では、特に文末の〈モダリティ〉とその表現形式を手がかりにして、説明的文章教材の読みにおける推論の過程がどのように明示化できるかを、「シンデレラの時計」を素材にして具体的に分析する。

3 〈モダリティ〉表現に注目した筆者の推論過程の分析

(1)問題設定の部分

文章は、シンデレラのお話のあらすじからはじまる。なお、括弧内の数字は全ての文に連続して付した文番号を表す(以下同じ)。

(1)「真夜中の12時を少しでも過ぎてはいけない。」

(中略)

(6)シンデレラはガラスの靴の片方を残したまま、慌ててお城を飛び出したものの、そのときには、もう魔法が解けて、元の貧しい娘の姿に戻っていた――。

これらは、シンデレラのお話からの引用あるいは要約であるが、特に(6)のような出来事を述べた文は、文末の〈モダリティ〉が無標である。先に見たように、〈無標のモダリティ〉は、「特別な理由がないかぎり」定言的断定を表すが、これらに続く次の文を読むまでは、筆者はシンデレラの話のまま受け入れているかのようである。

(7)これは、だれでもが知っている「シンデレラ」の話である。

(8)哀れなシンデレラがついには王子に見いだされ、幸せをつかむという話は、子供心にほのぼのとした夢をかき立てられたものである。

しかし、さらに続く以下の文によって「特別な理由」が示される。

- (9) ところがよく考えてみると、この話には気になる点が幾つかある。
- (10) まず、いったいシンデレラはどうして時を知ったのだろうか。
- (11) 一日目の夜は、時計が 11 時 45 分を打つ音で時を知ったというが、腕時計も懐中時計もない昔のこと、そんな半端な時刻に鐘の鳴る時計があったのだろうか。
- (12) もしあったとすれば、それはどんな時計だったのだろうか。
- (13) これが第一の素朴な疑問である。

(10)から(12)文は、シンデレラのお話についてのいくつかの疑問点すなわち「特別な理由」を述べたものであり、「だろうか」という〈判断保留のモダリティ〉表現によってそれが明示的に提示されている。そして、このことにより、(1)から(6)文の〈モダリティ〉が判断保留であることがはっきりとする。

(9)と(13)文の〈モダリティ〉は、定言的断定になっているが、それは「この話には気になる点がある」あるいは「これが疑問である」という命題内容に対するものであり、文全体の意味を考えると、(10)から(12)文がシンデレラのお話に対する問題提示であることを明示する働きを果たしている。

(9)と(13)文のこのような働きは、「を疑問に思う」という表現形式に代表される〈是非判断のモダリティ〉に似ている面がある。中右氏は、〈是非判断のモダリティ〉における命題内容に対する筆者の認識について、先の定義の引用に続いて次のように述べている⁹。

容易に想像しうるように、これら是非判断の場合は、第一類の真偽判断の場合とは対照的に、命題内容は〈既定的〉(pre-established)である。既定的命題とは、その情報が発話時点に先立って既に談話の世界に提示されているものとして話し手が認識している命題のことをいう。そこで問題となる命題内容は、その真偽のほどは別として、その場ですでに了解済みの情報とされるものである。

この指摘は、(1)から(6)文と(9)および(13)文との関係をはっきりさせるものとなる。前者すなわちシンデレラの話は、(7)「だれもが知っている」ものとして〈既定的〉であり、そういう〈既定的〉なお話に対して、だれもは持たないような疑問を筆者が提示するところに読み手は「おもしろさ」を感じる。後者は、その関係を明示しているのである。ただし、この場合、筆者は、引用・要約中の命題内容そのものに対して是非を判断しているわけではない。それらには含まれない新しい情報、あるいは暗黙に前提とされている情報を希求する疑問の提示である。

ある部分とある部分の関係を明示的に示す文は、以下にもたびたび登場する。こうした働きを持つ文の存在は、説明的文章の構造的な特徴の一つと考えられる。

(2)問題解決の部分

問題設定の後には、次のような文が続く。

- (14) そもそも「シンデレラ」は、フランスの作家シャルル・ペローが民話から取材した童話の一つである。
- (15) その書きだしは、「昔、一人の貴族がいて……」となっている。
- (16) ペローが童話集を編集出版したのは 1697 年のこと、そこで「昔」といつているのだから、話の舞台は少なくとも 17 世紀以前のことと考えてよい。
- (17) しかも、こと時計に関しては、厳然たる機械時計の歴史がある。
- (18) だから、シンデレラが聞いた時計の音を、17 世紀以前の機械時計の歴史の中に探ってみることは可能なはずである。

ここでは、〈モダリティ〉が無標の定言的断定の文(14・15・17)と、〈真偽判断のモダリティ〉表現によって表される文(16・18)とがほぼ順番に登場する。(14)(15)(17)各文における命題内容は、既に確認された事実として筆者が受け入れているものである。その点において、これらは(既定的)である。

一方の后者における命題内容はどうかであろうか。中右氏は、〈真偽判断のモダリティ〉についてやはり先の引用の説明の後次のように述べている¹⁰。

この場合の命題内容は〈非既定的〉(non-pre-established)である。非既定的命題とは、そこに込められた情報を発話時点において初めて談話の世界に提示するものとして、話し手が把握している命題のことをいう。

これによれば、(16)(18)文の命題内容は〈非既定的〉であり、筆者が推論によって新たに導き出したものと筆者自身によって認識されていると言える。

このように、問題設定に続く部分では、筆者は、〈既定的〉な事柄から〈非既定的〉なことがらを導き出すという推論によって、問題を解決する糸口を導き出している。この文章における筆者の推論は、おおかたこのようなものであり、それが文章の展開の軸となっている。また、〈モダリティ〉の違いに注目することによって、筆者が命題内容をどのようにとらえているか(既定的か非既定的か)といったことを意識することが可能となることがわかる。

(3)問題再設定の部分

続く(19)から(24)の文は、同様に「定言的断定」によって表現される確かめられた事実を述べるものである。

(19) 機械時計の出現は、西暦 1300 年前後、場所はヨーロッパ各地の修道院である。

(中略)

(24) その後、15 世紀から 16 世紀にかけて、ヨーロッパの多くの都市で、教会や市庁舎の塔、また、市民が集まってくる市場などに、時計が取り付けられた。

これらの事実から、シンデレラが聞いた鐘の音は公共用時計だったのではないかという推論を行うことは容易であるが、これについて筆者は次のように〈判断保留のモダリティ〉表現によって述べている。

(25) とすると、シンデレラが聞いた鐘は、このような公共用時計の鐘だったのだろうか。

筆者は、この保留した判断について、繰り返し仮定を用いて(下の波線部)推論を重ねる。それは次のような過程である。

(26) 確かに、大きな鐘の音であれば、舞踏会の宮廷まで聞こえたであろう。

(27) しかし、それが 15 分ごとに鳴っていたかどうかよくわからない。

(28) もしそうであれば、話は簡単である。

(29) が、もし 1 時間ごとに時を告げていたのであれば、それを聞いて駆けだしたのでは間に合わない。

(30) それならば、15 分ごとに鐘が鳴っていた時計はほかになかったのだろうか。

ここで筆者は、判断を保留した問題について、結論を導かないまま、ついには、(30)文において「ほかに」と焦点を転換することによって、問題を再設定している。一連の文の文末の〈モダリティ〉を見ると、(26)真偽判断、(27)(30)判断保留、(29)(30)定言的断定というように、様々な種類のものが混在している。このことは、後に述べる文章の不十分さと関わると思われるが、ここでは特徴の指摘にとどめる。

(4)問題解決から結論に至る部分

問題の再設定の後、文章は、次のように、「実は」という副詞にはじまる事実の告白によって展開していく。

(31) 実は、公共用時計とは別に、15世紀半ば、ぜんまい駆動の室内用置き時計が出現していた。

そして、筆者は、室内用置き時計について、さらに事実を述べた後、次のように問題を設定する。

(35) 問題は、はたしてそれが、15分ごとに鐘を鳴らしていたかどうかである。

(中略)

(40) やはり、鐘がどのように鳴っていたかを確認しないかぎり、シンデレラの話の謎は解けない。

室内用時計が15分ごとに鐘を鳴らしていたかどうかという問題は、このように二度にわたって繰り返し提示されている。しかし、ここでは、特別な文末の〈モダリティ〉表現は用いられていない。「問題」「謎」といったサインを含む命題内容が、問題を示している。この問題は、次のように一冊の本の登場によって解決される。

(41) そんなことを考えていたある日、一冊の本が手元に届いた。

(42) それは「時計仕掛けの世界ドイツの置き時計と自動仕掛け 1550~1650」と題するもので、それを見たとき、わたしはあっと驚いた。

(43) そこには、120点の時計について、それぞれの鐘の打ち方が記されているではないか。

(44) それによれば、多くの時計が15分ごと、および1時間ごとに鳴る仕掛けとある。

(45) しかも、それらの製作年代は、すべて16世紀末から17世紀初めにかけての時期であることが明記されている。

ここでは、やはり定言的断定によって事実が述べられているが、(42)の波線部と(43)の下線部の表現は特徴的である。両者とも、「驚き」という筆者の感情を示している。(43)の下線部は、中右氏の掲げた表現形式には含まれていないが〈価値判断のモダリティ〉を表すと考えられる。中右氏は、この〈モダリティ〉における命題内容について次のように述べている。

ここで命題内容は〈叙事的〉(factive)である。つまり話し手は、命題内容の真偽性を前提としないかぎり、それが指し示す状況に対して情緒的価値判断を表明することはできないからである。

これによれば、(43)文において、筆者は、一冊の本に書かれていることを事実として受け入れ、それがこれまでの問題を解決するものであることに対して「驚き」という情緒的な反応を示していることになる。(42)の波線部も、全体の意味としては似た働きをしていると考えられる。

このようにして事実が強調された後、結論が示される。その述べ方は次のようである。

(46) これによって、わたしは長い間の疑問が解けたと思った。

(47) 15分ごとに鳴る時計は確かにあった。

(48) それは室内用の置き時計であった。

(49) シンデレラが聞いた時報も、おそらく王宮内の置き時計のものであったにちがいない。

ここでは、下線部のように〈真偽判断のモダリティ〉表現が多く用いられている。したがって、これらの結論としての命題内容は〈非既定的〉である。つまり、筆者はこの結論を「発話時点においてはじめて談話の世界に提示するものとして」把握しているのである。また、これらの結論

が〈無標のモダリティ〉ではなく〈真偽判断のモダリティ〉によって明示されていることは、結論が筆者によるものであることを読み手に強く印象づける。

(5) 全体構造

文末の〈モダリティ〉に注目することにより、文章全体における筆者の推論の流れをとらえると、次のような部分があったと考えられる。

- a 〈無標のモダリティ〉による引用・要約または事実の部分
- b 〈判断保留のモダリティ〉と〈是非判断のモダリティ〉による問題提示の部分
- c 〈価値判断のモダリティ〉による事実強調の部分
- f 〈真偽判断のモダリティ〉による推論結果・結論の部分

〈モダリティ〉に注目することで、表現形式との関わりにおいて、筆者の推論の大きな流れ、あるいは、文章の全体構造をとらえることができると思われる。

4 読み手による推論の分析

(1) 筆者の非明示的な推論

前項では、〈モダリティ〉表現に注目することによって、筆者の推論過程を明示化することができることを示した。しかし、文として明示的に表されたもののみが、筆者の推論過程ではない。むしろ、言語によるコミュニケーションにおいて全てを表すことは有効ではなく、読み手の推論にゆだねられる部分も大きい。このことについて、先に触れた、公共用時計が 15 分ごとに鐘を鳴らしていたかどうかという問題とその結論を再び例に、考えてみたい。

この問題は、次のように設定されていた（○の番号は形式段落に付した通し番号を表す）。

⑦ とすると、シンデレラが聞いた鐘は、このような公共用時計の鐘だったのだろうか。確かに、大きな鐘の音であれば、舞踏会の宮廷まで聞こえたであろう。しかし、それが 15 分ごとに鳴っていたかどうかよくわからない。もしそうであれば、話は簡単である。が、もし 1 時間ごとに時を告げていたのであれば、それを聞いて駆けだしたのでは間に合わない。

⑧ それならば、15 分ごとに鐘が鳴っていた時計はほかになかったのだろうか。

下線部のように、公共用時計が 15 分ごとに鐘を鳴らしていたかどうかということは、明示的には「よくわからない」と述べられている。この後の段落においても、この問題について明示的に結論を述べている箇所はない。そして、この問題には直接言及しないままに、前半部の最後で、シンデレラが午後 11 時 45 分に聴いた鐘の音の正体について、次のように結論を述べている。

⑨ これによって、わたしは長い間の疑問が解けたと思った。15 分ごとに鳴る時計は確かにあった。それは室内用の置き時計であった。シンデレラが聞いた時報も、おそらく王宮内の置き時計のものであったにちがいない。

筆者の推論による結論は、前項で述べたように、「ちがいない」といった〈モダリティ〉表現によって明示的に示されている。しかし、明示的に文として示された推論を追った限りでは、⑦ 段落に残された先の問題について筆者がどのような推論を行い、このような結論を導いたのかはわからない。このことについて、本文の明示的な記述に沿ってさらに考えてみる。

⑦ 段落には、「もし」という仮定の表現を用いた文が二つあった。

(28) もしそうであれば、話は簡単である。

(29) が、もし 1 時間ごとに時を告げていたのであれば、それを聞いて駆けだしたのでは間に合わない。

(28)文の「そう」は、前文の「それ(公共用時計)が15分ごとに鐘を鳴らしていた」ということを指示している。また、正確に言えば、(29)の文の仮定は、公共用時計が15分ごとには鐘を鳴らしていなかったということを含意している。したがって、(28)と(29)の仮定がどちらも真であるということはない。しかし、ここで筆者がどちらの仮定を真あるいは偽としているかは明らかではない。そうすると、⑧段落の(30)文におけるやはり仮定の助詞によって続けられる「それ(ならば)」が指示するのは、前段落に示されたいずれの文の命題内容でもないことになる。つまり、筆者がどのような推論を行い「15分ごとに鐘が鳴っていた時計はほかになかった」かを探ることにしたのかは、文章に明示的ではない。

ここで筆者は、公共用時計が15分ごとに鐘を鳴らしていたかどうかということ判断保留にしたまま、公共用時計とは別に15分ごとに鐘を鳴らしていた時計がなかったかという可能性を求めていると考えることもできる。しかし、そうであるにしても、15分ごとに鐘を鳴らす室内用置き時計の存在を確かめたとき、もう一度、公共用時計と比較してどちらが11時45分に時刻を告げたのかを判断しなければ、⑫段落に述べられたような結論を出すことはできない。ところが、この文章には、そのように両者を比較吟味した箇所はなく、結論に至る筆者の推論は文章に明示されていない。

阿部昇氏は、この問題について次のように教材を批判している¹¹。

私は、「公共用時計」の可能性が高いなどと言っているのではない。それは、他の資料をあたる中で、あるいは可能性が低いということになるかもしれない。が、この文章の推論過程においては、筆者は「15分ごとに鳴っていたかどうかよくわからない。」としているのである。そうである以上、それをいつの間にか何の吟味過程もないままに、可能性がなかったかのように推理を進めていること、そのことの問題性を指摘しているのである。

これも、筆者が論理展開を明快におもしろくするために、あえて「公共用時計」の可能性を無視してしまおうとしたと言われても仕方がないと言えるだろう。「論説文」としては、ここでも決定的な問題性を含んでいると言わざるをえない。つまり、ここからも前半の結論には「許容できない飛躍」が含まれていると言いうるのである。

少なくとも、第12段落では「シンデレラが聞いた時報が、王宮内の置き時計のものであったということは、いくつかある有力な可能性の一つということではできるはずである。もちろん、さきほど述べたように公共用時計の可能性も同時に存在するものではあるが。」などと、書くべきである。

阿部氏は、上で指摘した問題について、「論説文」はいろいろな可能性を一つ一つ検証しながらそれを明示的に述べて自分の仮説を論証すべきであるという立場から、⑫段落での前半部分の結論を「許容できない飛躍」と批判している。これを説明的文章の読みの指導の面からとらえると、このような読み方は、いわゆる「批判的な読み」として教授の内容とされることもある。しかし、もう一方で、この問題を読み手(学習者)がどのように文章を理解するかという面からとらえるならば、少し違った側面を考える必要があると思われる。

(2)読み手による推論の明示化

読み手は、自己の文章理解過程において常にモニタリングを行っているが、教材に対して常に批判的であるとは限らない。むしろ、明示的に示されていないことについては、蓄積された知識を用いて推論を行いながら積極的に理解するという面をも持っている。その推論に、ジョンソン＝レアードが指摘するように、暗黙の場合と明示的な場合とがあるのである。

このような側面から考えると、上の問題箇所について、読み手が例えば次のような推論を行っていることも予想できる。

- a. シンデレラは、11時45分に鐘の鳴るのを聞いた。
- b. 一般的に、公共用の時計は、1時間または30分ごとに鐘を鳴らし、15分ごとには鳴らさない。
- c. シンデレラが聞いたのは、公共用時計の鐘ではない。

教材本文には、aの情報が明示的に示されている。そして、読み手がbのような既存知識を持つと仮定し、aとbを前提に推論を行うと、cのような結論が導かれる。

読み手の中には、室内用置き時計に焦点が移ることにより、シンデレラの聞いた鐘の音が公共用時計のものであったかもしれないという可能性を忘れてしまう読み手もいるかもしれない。先の教育実習生の授業を見ても、結論の部分で公共用時計の可能性については触れられていない。しかし、あの授業でも、公共用時計の可能性を仮定により否定する(29)の文を理解する際、 $a \cdot b \cdot c$ という推論を読み手が暗黙のうちに行っていることも考えられる。そのような推論を禁じることにはできない。また、⑦段落における仮定による公共用時計の可能性吟味の順序は肯定が前、否定が後になっており、これを考え合わせると、上の推論が本文の記述に沿ったものではないと言いつけることもできないと思われる。さらに言えば、筆者についても、「王宮内の置き時計のものであったにちがいない」という結論を導くにあたって、上のような推論を行ったと考えることも筆者に肩入れしすぎた解釈とは思われない。

もちろん、阿部氏も指摘するように、(27)文で「わからない」としたにもかかわらず、結論を導く際に公共用時計について触れないのは、教材あるいは文章を評価する立場に立った場合、大きな問題である。しかし、それでも、「公共用時計の可能性も同時に存在するものではあるが」と書くべきというように同じように並立する可能性ではないと思われる。

推論を意識的に慎重に行うことによって論理的思考力を身につけさせるという国語科授業のねらいから考えた場合、むしろ問題は、(29)文に引きずられるようにして無意識的に、こうした推論を行うことにある（これは要約・引用による理解の問題点として先に指摘した）。あるいは、公共用時計の可能性を忘れてしまうことにある。そして、言語によるコミュニケーションの性質から見て、こうした問題は、この文章のこの箇所に限ったことではない。他の箇所、他の文章においても常に存在し得る問題である。

このような問題の把握から、説明的文章の読みの教授と学習を再び考えると、読み手の「暗黙の推論」を意識化するための手がかりが必要であると思われる。〈モダリティ〉表現に注目することはその一つの方法となるのではないか。例えば、前項で指摘した⑦段落の問題再設定箇所における様々な〈モダリティ〉の混在は、筆者の立場の不確かさを示していると思われる。また、結論部における「ちがいない」等の〈真偽判断のモダリティ〉表現は、筆者の心的態度が表れたものに他ならず、これに注目することで筆者がどのような推論を行ったかを考える契機とすることができる。批判的に読むことも、「暗黙の推論」を明示化するための方法の一つと言うこともできる。しかし、〈モダリティ〉表現に注目することは、形に表れた言語形式を手がかりにするという点において、より具体的な方法であると思われる。

III 研究の成果と今後の課題

本稿では、引用・要約による筆者の推論過程の理解の問題点を指摘し、〈モダリティ〉の中で

も特に文末の〈Sモダリティ〉の表現形式に注目することにより、筆者の推論過程を明示的にとらえることの可能性を「シンデレラの時計」という具体的な教材に沿って明らかにすることができた。また、筆者あるいは読み手の「暗黙の推論」の問題を指摘し、〈モダリティ〉表現に注目することがそれを解決する手がかりになることを示した。

しかし、その他の多くの教材においてそれが有効であるかどうかは示し得ていない。また、〈無標のモダリティ〉の文が、命題内容の表す意味によって、例えば〈是非判断のモダリティ〉と似た働きを担っている場合も見られた。今後は、まず多くの教材を対象に、文末の〈モダリティ〉に限定せず他の〈モダリティ〉をも含めて、〈モダリティ〉とその表現形式に着目することの有効性を検証する必要がある。そして、そうした方法が、教師の教材分析の方法や授業における教授方法としてどのような有効性を持つか、あるいは、それが学習者にとって何をもたらすかといったことを明らかにしていくことがさらなる課題となる。

1 東洋他編『新版心理学事典』平凡社、1981年、p.452（「推理」の項目執筆者は清水御代明氏）

2 P. N. ジョンソン・レアード（海保博之監修・A I U E O 訳）『メンタルモデル』産業図書、1988年、p.148

3 同上書、p.151

4 中右実『認知意味論の原理』大修館、1994年、p.4

5 同上書、p.53

6 同上書、p.12

7 同上書、pp.54-58

8 同上書、p.77

9 同上書、p.56

10 同上書、p.55

11 阿部昇『「説明的文章教材」の徹底批判』第4章「シンデレラの時計」（角山栄）の分析・総合・批判、明治図書、1996年、p.213

附記

本稿は、1995年12月16日（土）に愛媛大学教育学部で行われた第5回四国地区国語教育懇話会での口頭での発表を元としている。懇話会で、多くの方からご助言をいただいた。また、発表に先だつ12月2日（土）には広島そごう2階の喫茶室で大槻和夫先生に本研究の内容についてご相談をいただいた。記して感謝申しあげたい。